「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部について

1. 趣旨

これまで我が国の公的な福祉サービスは、高齢者・障害者・子どもといった対象者ごとに、典型的と考えられるニーズに対して専門的なサービスを提供することで、福祉施策の充実・発展に寄与してきた。

しかしながら、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援 新制度など、各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会 の変容などにより、既存の縦割りのシステムには課題が生じている。

具体的には、制度が対象としない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応など、ニーズの多様化・複雑化に伴って対応が困難なケースが浮き彫りになっている。この点に関し、生活困窮者に対する包括的な支援を謳った生活困窮者支援法も、新たな縦割りの制度に陥っていないか、十分に検証が必要である。

また、今後は、地方圏・中山間地域を中心に高齢者人口も減少し、行政やサービス提供側の人材確保の面から、従来通りの縦割りでサービスをすべて用意するのは困難となってくることも予想される。

今般、一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、 パラダイムを転換し、福祉は与えるもの、与えられるものといったよう に、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる 住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュ ニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らす ことのできる「地域共生社会」を実現する必要がある。

具体的には、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組んでいただく仕組みを作っていくとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていく必要がある。また、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスも「丸ごと」へと転換していくため、サービスや専門人材の養成課程の改革を進めていく必要がある。

これらの具体策の検討を加速化するため、「「我が事・丸ごと」地域 共生社会実現本部」(以下「実現本部」という。)を設置する。「地域 共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけ、 まずは平成 29 年の介護保険法の法改正、30 年度・33 年度の介護・障害 福祉の報酬改定、さらには 30 年度にも予定されている生活困窮者支援制 度の見直しに向けて、部局横断的に幅広く検討を行う。

2. 体制

(1) 実現本部

厚生労働大臣の下に、以下の体制を実現本部として構成する。実現本部の庶務は関係部局の協力を得て、政策統括官(総合政策担当)社会保障担当参事官室において処理する。

本 部 長 : 厚生労働大臣

本 部 長 代 行 : 厚生労働副大臣

本 部 長 代 理 : 厚生労働大臣政務官 本 部 長 補 佐 : 厚生労働大臣補佐官

総合政策参与

副 本 部 長 : 厚生労働事務次官、厚生労働審議官、

大臣官房長、大臣官房総括審議官(国会担当)

事 務 局 長 : 政策統括官(総合政策担当)

事 務 局 次 長 : 大臣官房審議官(社会・援護・人道調査担当)

大臣官房審議官 (医療介護連携担当)

構 成 員 : 別紙1の職にあるもの

(2) ワーキンググループ

実現本部の下に、「地域力強化ワーキンググループ」、「公的サービス 改革ワーキンググループ」、「専門人材ワーキンググループ」を置く。 各ワーキンググループは、審議官のチームが議論をとりまとめるとと もに、必要な作業のため、関係部局の企画官、課長補佐、係長をメン バーに加える。各ワーキンググループの構成は別紙2のとおりとする。

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 構成員

本 部 長 : 厚生労働大臣

本部長代行:厚生労働副大臣

本 部 長 代 理 : 厚生労働大臣政務官

本 部 長 補 佐 : 厚生労働大臣補佐官

総合政策参与

副 本 部 長 : 厚生労働事務次官、厚生労働審議官、

大臣官房長、大臣官房総括審議官(国会担当)

事 務 局 長 : 政策統括官(総合政策担当)

事 務 局 次 長 : 大臣官房審議官(社会・援護・人道調査担当)

大臣官房審議官 (医療介護連携担当)

本 部 員 : 医政局長

健康局長

医薬・生活衛生局長

労働基準局長 職業安定局長

職業能力開発局長

雇用均等·児童家庭局長

社会•援護局長

社会•援護局障害保健福祉部長

老健局長 保険局長 年金局長

大臣官房総合政策 • 政策評価審議官

各ワーキンググループの構成

		-
検討事項	審議官チーム	関係部局
	(下線はとりまとめ)	
地域力強化 WG	■ 堀江大臣官房審議官(社会・	健康局、労働基準局、
	援護・人道調査担当)	職業安定局、職業能力
	■ 坂口大臣官房審議官(老健、	開発局、雇用均等・児
	障害保健福祉担当)	童家庭局、社会・援護
	■ 伊原年金管理審議官	局、障害保健福祉部、
	■ 山本内閣官房内閣審議官(雇	老健局、年金局、政策
	用均等・児童家庭局併任)	統括官(総合政策担当)
公的サービス改	■ 濵谷大臣官房審議官 (医療	雇用均等・児童家庭局、
革 WG	<u>介護連携担当)</u>	社会・援護局、障害保
	■ 堀江大臣官房審議官	健福祉部、老健局、保
	■ 坂口大臣官房審議官	険局、政策統括官 (総
	■ 山本内閣官房内閣審議官	合政策担当)
専門人材 WG	■ 濵谷大臣官房審議官(医療介	医政局、健康局、医薬・
	護連携担当)_	生活衛生局、雇用均
	■ 椎葉大臣官房審議官(医政、	等・児童家庭局、社会・
	精神保健医療、災害対策、医	援護局、障害保健福祉
	薬品等産業振興担当)	部、老健局、政策統括
	■ 堀江大臣官房審議官	官(総合政策担当)
	■ 山本内閣官房内閣審議官	